

十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成29年11月29日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

監 査 結 果 報 告

1 監査の種類 財政援助団体等監査

2 監査対象 特定非営利活動法人 ほほえみ

3 監査の範囲

平成28年度の指定管理施設管理業務に係る出納その他の事務の執行状況
(管理施設名①川西総合体育館(庚塚運動場、橘運動場) ②川西高齢者コミュニティハウス)

4 監査実施期間 平成29年10月3日 ～ 平成29年11月7日

5 監査の方法

監査にあたっては、会計帳簿・証拠書類との照合のほか、その他の事務の執行について必要と認める監査を実施した。

6 監査結果

出納その他事務について監査をした結果、一部につき改善すべき点が認められたので、留意し事務処理の適正化に一層努力されたい。

7 意見

(1) 川西総合体育館について

収支状況報告書に自主事業分が含まれて報告されていたが、十日町市指定管理者制度の手引きでは、自主事業分は分けて報告することになっているので今後は留意願いたい。平成26年度の指定管理から利用者の増加に努められており、今後も学生達のスポーツを通じた心身の健やかな発達や市民の健康増進に貢献することを期待する。

(2) 川西高齢者コミュニティハウスについて

近年、利用施設に空きがあることから、管理員が 24 時間見守り体制であることや同法人で買い物支援サービスを行っていることなどの利便性を P R し、利用者の入居につながるよう協力願いたい。

(3) N P O 法人ほほえみについて

各事業所から、事務手数料をほほえみ本部へ徴収しているが、事業所毎に徴収率が違い統一されていない。徴収率についてはしっかりとした根拠が示せるよう要望する。また、給与規程等が整備されていなかったため、規定類の整備についても検討願いたい。